

東証 IR フェスタ 2019 出展規約

本規約は、株式会社日本取引所グループ（以下「当社」という。）が東証 IR フェスタ 2019（以下「本フェスタ」という。）の出展社（以下「出展社」という。）を募集にするにあたり、本フェスタの出展を希望する法人及び出展社が遵守すべき事項等を規定するものです。本フェスタへの出展にあたっては、本規約の内容に同意のうえお申し込みください。

1. 出展要項

本フェスタの出展にあたっては、当社が別途配布する「出展のご案内」、「ETF コーナー出展のご案内」、「証券投資関連コーナー出展のご案内」（以下「出展案内」という。）記載の内容を確認のうえ、お申し込みください。

2. 出展申込

本フェスタの出展を希望する法人は、本フェスタに係る WEB サイトより出展申込みを行い、当社及び当社の運営委託先により構成される運営事務局（以下「運営事務局」という。）が確認のご連絡を入れた時点をもって、当該申込みの正式な受理とします。なお、申込み後登録内容確認のメールをお送り致しますのでご確認ください。

3. 出展審査

当社は、出展申込み期間満了後、本フェスタの出展を希望する法人の出展資格審査を行い、当該審査に合格した法人に対して出展を許可します。当該審査では、申込みフォーム記入事項の記載漏れや不備の有無のほか、以下の事項等を斟酌して審査するものとします。

【お断りする事例】

- ◆ 出展内容が本フェスタにそぐわないと認められる場合
- ◆ 来場者や他の出展社等から苦情が予想される場合
- ◆ 手形または小切手の不渡処分を受ける等、支払停止または支払不能の状態に陥った場合
- ◆ 本フェスタの出展を希望する法人が破産、特別清算、民事再生手続および会社更生手続の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てるとき、または解散決議をする場合
- ◆ 第三者より差押、仮差押、仮処分を受けた場合
- ◆ 合併、会社分割または事業の重要な部分を譲渡した場合
- ◆ 重大な法令違反があった場合
- ◆ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発を受けている又はその疑義が報道されている場合又はその見込みがある場合
- ◆ 本規約又は当社諸規則に抵触している場合や、当社の要請事項を遵守していないと認められる場合
- ◆ これらに掲げる場合に準ずる場合
- ◆ これらに掲げる場合に該当するおそれがある又はその他出展することが不相当と当社が判断する場合

4. 出展料金の支払い

- [1] 当社は、当社が別途配布する出展案内に基づいて算出した出展料について、出展社が利用する販売代理店から請求いたしますので、請求金額をご確認のうえ、販売代理店又は当社の指定した期日までにお支払いください。なお、販売代理店を利用しない出展社に対しては、運営事務局より請求金額についてご連絡いたします。
- [2] 出展社は、前項の期日より出展料の支払いを遅延した場合には、遅延の日から年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- [3] 当社は、出展社が第 1 項の期日より出展料の支払いを 15 営業日以上遅延した場合、当該出展社の出展許可を取り消す場合があります。この場合、出展社には、前項の遅延損害金の代わりに第 10 条に定めるキャンセル料に相当する額をお支払いいただくものとします。

5. 展示及び説明会の内容

- [1] 出展社は、展示方法等について、運営事務局が別途配布するマニュアルに従うものとします。
- [2] 出展社は、展示内容について、金融商品取引法を含む法令諸規則及び当社諸規則を遵守した内容とするものとします。
- [3] 出展社は、通路等自社の小間以外の場所で、展示・宣伝・営業行為等を行うことはできません。また、近隣の展示ブースの妨害をしてはなりません。妨害等の認定は運営事務局が行うものとし、出展社はこれに従うものとします。

- 【4】 出展社は、本フェスタの期間中又は本フェスタ終了後に来場者、他の出展社又は当社に対して迷惑のかかる行為（強引なセールス、法令に抵触する投資勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為）を行わないものとします。
- 【5】 出展社が本フェスタの期間中又は本フェスタ終了後に来場者を行う商談・契約内容等に関して当社は一切の責任を負わないものとします。
- 【6】 本フェスタに関連して出展社と第三者との間で紛争が生じた場合、出展社は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。また、当該紛争に関し、当社に損害が生じた場合には、出展社はこの損害を賠償する義務を負うものとします。
- 【7】 出展社による説明会の内容は会社説明に限ります。ただし、ETFコーナーの説明会はこの限りではありません。

6. 展示スペース

- 【1】 出展社は、1社につき1小間又は当社が認めた小間スペースに出展することができます。なお、1小間を複数社で出展することはできません。
- 【2】 展示スペースは、当社が別途配布する出展案内記載の小間割に従って当社が決定し、出展社は、その決定に従うものとします。
- 【3】 出展社は、当社が定めた展示スペースを、いかなる理由があってもその全部又は一部を、他社と交換・譲渡・貸与等することはできません。
- 【4】 当社は、出展キャンセル等により運営上の必要が生じた場合、小間配置を変更することができるものとします。

7. 書類の提出

出展社は、運営事務局から本フェスタの出展に係る書類の提出を求められた場合運営事務局が指定する期日までに運営事務局に提出するものとします。

8. 禁止行為等

- 【1】 出展社は、出展に関して次の各号に該当する禁止行為を行わないものとします。
 - ① 現金の授受を伴う物品・サービスの提供行為（即売行為）
 - ② 引火性、爆発性又は放射性危険物の展示行為
 - ③ 本規約に基づく出展社としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買、若しくは転貸を行い、又は担保に供する行為
 - ④ 指定された場所以外の展示場建物の内外部又は周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置又は掲出する行為
 - ⑤ 重量物又は不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入する行為
 - ⑥ 来場者及び他の出展社に迷惑となる行為（騒音・臭い・パフォーマンス等）をする行為
 - ⑦ 出展小間を含む展示場建物に損害を及ぼすような行為
 - ⑧ 運営事務局が別途配布するマニュアルに定める禁止行為。
 - ⑨ その他当社が本フェスタの正常な運営に支障をきたすおそれがあると判断した行為。
- 【2】 出展社が前項各号に該当する行為を行った場合、当社は、本フェスタ開始前はもとより本フェスタの期間中であっても、出展内容の変更又は出展の取りやめを要請することができます。
- 【3】 前項に基づき、当社が出展社に対して出展内容の変更又は出展の取りやめを要請した場合、要請を受けた出展社は、自己の費用において、直ちに内容の変更又は出展を取りやめるものとします。
- 【4】 前項において、出展社が当社の要請に従わない場合、当社は、当該出展社に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつき出展社は、当該措置に係る費用を負担し、かつ、当社に対し、一切の責任追及を行わないものとします。

9. 事故防止及び責任

- 【1】 出展社は、出展物の搬出入について、自己の費用において行うものとし、運営事務局の搬出入計画に従うと共に展示、実演及び撤去等に際し最善の注意を払ったうえで、事故防止に努めるものとします。なお、万一事故が発生した場合の責任は、出展社において負うものとします。
- 【2】 当社は、出展社に対して、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずることができ、出展社は自己の費用においてこれに従うものとします。
- 【3】 当社は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故又は損害につき一切の責任を負いません。

10. キャンセル

本フェスタの出展を希望する法人又は出展社は、第2条に従いその出展申込みを当社が正式に受理した以降、

理由の如何に関わらず取消・解約することができません。ただし、当社がやむを得ないと認める事情により出展のすべて又は一部の取消・解約をする場合は、所定のキャンセル料をお支払いいただくこととなります。また、キャンセル料以上に当社に損害が発生している場合には、別途損害賠償を請求させていただくことがあります。

期日	キャンセル料
申込～2019年1月4日	出展料金の50%
2019年1月5日以降	出展料金の100%

上記期日は、出展社から出展取消・解約の意思表示が、書面またはメールにより当社に到達した時点とします。また、上記キャンセル料について、一部の取消・解約の場合においては、当該一部取消・解約に係る出展料を基準とします。

11.本フェスタ開催の変更及び中止、本規約等違反時の出展の取り消し

- 【1】当社は、天災地変その他の不可抗力又は当社の責めに帰することのできない事由により、会期・会場を変更又は本規約に基づいて成立した契約を解除する事があります。
- 【2】当社は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、本フェスタ開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本規約に基づいて成立した契約を解約し、本フェスタの開催を中止できるものとします。
- 【3】前2項の場合、当社はこれによって生じた出展社の損害につき、責任を負いません。
- 【4】出展申込を第2条に従い当社が正式に受理した後でも、出展社が本規約に違反したと当社が判断した場合、当社は出展社の出展を取り消しできるものとします。その場合、出展社から事前に支払われた出展料金の返還は行いません。また、当社が出展を取り消した時点で出展料金を未払いの出展社には、第10条に定めるキャンセル料に相当する額をお支払いいただくものとします。

12.個人情報の取扱い

出展社は、本フェスタを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適切な範囲で取得しなければなりません。また、利用目的は必ず通知・公表し、その範囲内で利用するようにしてください。特に、第三者提供を行う場合には、必ず個人情報の情報主体からの同意を得ることとしてください。

13.反社会的勢力ではないことの誓約

出展社は、「別紙 反社会的勢力の排除に関する特約」に記載の内容を順守するものとする。

14.損害賠償責任

- 【1】当社は、いかなる理由においても、出展社又はその従業員・関係者が本規約又は本フェスタに関連して生じた人及び物品に対する傷害・損害等に対して一切の責任を負いません。
- 【2】出展社は、その従業員・関係者・代理店等の不注意等によって生じた展示会場及びその周辺の建築物・設備等に生じた損害について、直ちに賠償するものとします。
- 【3】当社は、天災その他不可抗力による会期変更・開催中止によって生じた出展社及び関係者の損害賠償の責任を負わないものとします。
- 【4】当社は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安等によって生じた出展社及び関係者の損害賠償の責任を負わないものとします。

15.管轄裁判所

本規約等から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別紙 反社会的勢力の排除に関する特約

(反社会的勢力の定義)

第1条 本別紙において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
- ④ 総会屋
- ⑤ 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
- ⑥ 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
- ⑦ 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められるもの

(誓約)

第2条 出展社は、自己の株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人が反社会的勢力でないことを誓約する。

2. 出展社は、随時、当社が行う、前項の者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から合理的に求められた資料等を提出しなければならない。

(本契約の解除)

第3条 当社は、出展社が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに本規約に基づいて成立した契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
- ② 自ら又は第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
- ③ 自ら又はその株主、役員及び使用人が、反社会的勢力であることが判明した場合
- ④ 前条第2項に定める調査に協力せず、又は当社から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合
- ⑤ 東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

(損害賠償責任)

第4条 当社は、自らが前条により本規約に基づいて成立した契約の全部又は一部を解除したことに基づき、本規約に基づいて成立した契約を終了したことにより、出展社に損害が生じたとしても、出展社に対して、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。

以 上